

令和7年度狩猟免許の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、令和7年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「適性検査」という。）及び講習を次のとおり実施する。

鳥獣害対策課

1 適性検査及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地	担当 振興局
7月2日	水	午後1時30分	海南nobinos	海南市日方1525-6	海草
7月10日	木	午後1時30分	かつらぎ総合文化会館	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2454	伊都
7月11日	金	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209	那賀
7月12日	土	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2	海草
7月16日	水	午後1時30分	日高町中央公民館	日高郡日高町大字高家629	日高
7月17日	木	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	西牟婁
7月18日	金	午後1時30分	日高町中央公民館	日高郡日高町大字高家629	日高
7月18日	金	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	西牟婁
7月18日	金	午後1時30分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	東牟婁
7月23日	水	午後1時30分	有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2355-1	有田
7月27日	日	午後1時30分	有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2355-1	有田・ 本庁

2 適性検査

適性検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第61条第1項に規定する講習は、受講者が前回講習を受けた後に改正された法令及び告示等を周知するとともに、狩猟事故に関する事例を取り入れて行うものとする。

4 適性検査及び講習の対象者

- (1) 県内に住所を有し、有効期限が令和7年9月14日までの狩猟免許を交付されている者で、当該狩猟免許と同種類の狩猟免許を更新しようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当する者を除く。
- (2) (1) に定める対象者のうち、有効期間が満了していない異なる種類の狩猟免許を受けている者にあつては、当該狩猟免許を併せて更新することができる。

5 携帯品

- (1) 狩猟免許適性試験受験票及び講習受講票
- (2) 筆記用具
- (3) 講習テキスト
- (4) 眼鏡等の視力矯正器具

6 適性検査及び講習の申込み

適性検査及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要な事項を記入し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性検査及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業水産振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第

1項に定める県の休日を除くものとし、受付時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

7 その他

適性検査及び講習の開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。